社会教育団体の登録基準

|  |  |
| --- | --- |
|  | 登録基準 |
| 活動趣旨 | 目的が社会教育、文化・学習活動であり、その成果が十分期待できる。 |
| 活動 | ①会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。 |
| ②継続的に活動できる。 |
| ③主な活動場所が市内である。 |
| 団体構成 | ①公の支配に属さない団体である。 |
| ②実際に活動している会員が原則10人以上で、そのうち3分の2以上が市内会員（在住、在勤、在学）である。 |
| ③原則として、会員が会への所属について承知しており、登録の際に、会の名簿に氏名・住所・電話番号を明記することを同意している。 |
| ④会員は、自主的に会の運営ができる年齢の者とする。ただし、青少年健全育成を目的とした活動で、成人を代表、責任者とし、ともに活動する場合は小学生以上を会員にできる。 |
| ⑤会員の対象が特定、限定されていない。 |
| 運営 | ①規約・会則を設けている。 |
| ②会長・会計・監査など、役員を設けている。 |
| ③総会、役員会を定期的に行っている。 |
| ④自己財源を有し、独自の会計を設けている。 |
| ⑤講師謝金の額は、会員の総意で決定し、サークルから講師に依頼している。 |
| ⑥営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）ではない。 |
| ⑦特定の政党や候補者を支持、不支持する等の政治行為をしない。 |
| ⑧宗教の布教行為をしない。 |